

## 農林業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

施行 平成 2 年 4 月 1 日

最終改正 令和 4 年 7 月 1 日

### (趣 旨)

第 1 県は、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、津波、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の天災その他の事由（以下「災害等」という。）により被害又は影響を受けた個人及び団体の営農・営林意欲の増進と農林業経営の再建を図るため、農林業災害の対策に必要な低利の資金（以下「農林業災害対策資金」という。）を農林業者に融資する金融機関に対し、市町村が助成措置を講じた場合、予算の範囲内で当該市町村に対し農林業災害対策資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (資金の種類)

第 2 この要綱において農林業災害対策資金とは、農林業経営の再建に必要な資金をいう。

### (災害の指定)

第 3 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する災害等で、知事が農林業経営に大きな影響があると認めて指定したものについて適用する。

- (1) 農林業被害見込額がおおむね 3 億円以上となった災害等
- (2) その他、知事が特に認めた場合

### (融資機関)

第 4 この要綱において「融資機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号の事業を行う農業協同組合
- (2) 銀行その他の金融機関

### (貸付対象者)

第 5 農林業災害対策資金の貸付対象者は、災害等により被害又は影響を受け農林業経営の維持が困難となった又は困難となるおそれがある個人及び団体（以下「農林業者」という。）とする。

### (貸付対象経費)

第 6 農林業災害対策資金の貸付対象となる経費は、農林業者の農林業経営の再建に必要な経費とする。

### (貸付条件)

第 7 融資機関が農林業者に貸付ける農業災害対策資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額は、次のいずれか低い額であること。
  - ア 6 0 0 万円（ただし、農林業所得が総所得の過半に満たない場合は 3 0 0 万円）
  - イ 被害額の合計額（市町村認定額）から天災資金及び農林漁業セーフティネット資金の借入額（予定額を含む。）並びに共済金の額を減じた額
- (2) 償還期限は 5 年以内で、そのうち据置期間を 1 年以内とする。

ただし、個人で150万円を超える貸付けの償還期限は7年以内で、そのうち据置期間を1年以内とする。

- (3) 貸付利率は、農林漁業セーフティネット資金を参考とし農林業災害対策資金を適用する都度知事が定める。

(利子補給金の交付)

第8 県は、市町村が農林業災害対策資金につき融資機関に対し利子補給を行った場合、予算の範囲内で当該市町村に対し利子補給金を交付するものとする。

- 2 利子補給金は、規則第13条に規定する額の確定後に交付するものとする。

(利子補給の期間)

第9 農林業災害対策資金に係る利子補給の期間は、融資機関が農林業者に貸付けた日から7年以内とする。

(利子補給金の額)

第10 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を年間の日数(365日)で除して得た金額をいう。)に農林業災害対策資金を適用する都度知事が定める率(県が市町村に対して行う利子補給補助率。)を乗じて得た金額の合計額とする。

(市町村からの交付の申請及び実績報告)

第11 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書及び規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、様式第1号によるものとし、市町村長は毎年1月1日から12月31日までの期間に係るものについて、翌年の3月15日までの間で知事が指定する日までに農林業災害対策資金利子補給金算出明細書総括表(農林業災害対策資金事務電算処理要領で定める利子様式第3号)を添付して所轄地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長に提出するものとする。

- 2 前項に定める実績報告書の提出部数は2部とする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度予算に係る利子補給金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。